

令和8年 第12回八雲町議会全員協議会会議録

令和8年6月4日 議員控室

○協議事項

(1) 八雲町議会ハラスメント防止条例について

○出席議員（14名）

議長 大久保 建 一 君
赤 井 睦 美 君
横 田 喜世志 君
関 口 正 博 君
水 野 博 美 君
安 藤 辰 行 君
斎 藤 實 君

副議長 宮 本 雅 晴 君
牧 野 仁 君
黒 島 竹 満 君
倉 地 清 子 君
寺 田 広 樹 君
小 西 雄 一 君
三 澤 公 雄 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員（0名）

○出席事務局職員（3名）

事務局長 野 口 義 人 君
議事係長 千 代 貴 大 君

事務局次長 藤 原 悟 史 君

◎ 開会・議長挨拶

○議長（大久保建一君） すみません。お忙しいところ申し訳ないです。第12回全員協議会を開会いたします。議長挨拶は割愛させていただきます。

◎ 協議事項

○議長（大久保建一君） 協議事項1番、八雲町議会ハラスメント防止条例について、これは、議会運営委員会のほうで話し合っていたので、議会運営委員長のほうから説明をお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） 遅いので、これ各会派で揉んでいただいて、それに原案に追加してもらって完成したものです。それで、皆さんこれを見て明日これを提出したいんですね。

だから、今もし何かありましたら、もう一度見てるから大丈夫だと。

○議員（水野博美君） この黒いあれが足したところですか。

○委員長（赤井睦美君） そう。

○議員（水野博美君） ちょっと黒くなってるところが足したところですよ。

○委員長（赤井睦美君） はい。

○議長（大久保建一君） 説明終わった。

○委員長（赤井睦美君） はい。

○議長（大久保建一君） ということで、皆さん各会派で話し合った上で、それで要望が寄せ集めて、その要望がなおかつ盛り込まれた結果がこれとなっておりますので、これでもう本会議でしゃべるなということではないんですけど、ただ議会側が自ら自分たちで出す議案ということなので、何かあるのであれば今出していただいて、本会議ですぐ通るのが筋だと思いますので、もしあれば、今お願いしたいんですけど、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」という声あり）

○議員（関口正博君） はい。

○議長（大久保建一君） 関口議員。

○議員（関口正博君） 僕もまあ、一応いろいろ議長としてそれを訂正されたのかな。訂正されたのかな、ちょっとごめんね。

○議長（大久保建一君） うちの会派で関口君に言われた要望というのは、議長の力があまりにも強すぎるから、もうちょっと公正にしてくれということで、まず1つ目。

そのパワハラだとか認定する調査委員会。これのメンバーがね、2ページの6番。第6条の6番。

調査委員会は公平性中立性を確保するため、次に掲げるものを持って組織する。まず、弁護士。法律に詳しい人ね。次、人権または労務に関する知識を有する学識経験者が3人。それと、町職員。これはたぶんハラスメントとかに関わるような人になると思うんだけど、知識を持った人になると思うんだけど、それが3人で議員が3名。これで調査をする。まず、委員会ね。

それと議長に権限が集中しないための措置として、前は第7条なんだけど、処分を行うことができるんだけど、これを過半数から出席議員の2／3以上の同意者があった場合というふうにハードルを高くしました。

(「はい」という声あり)

○議員（関口正博君） はい。

○議長（大久保建一君） 関口議員。

○議員（関口正博君） そもそもですね、この7条の（5）に議員の辞職を求める決議の提案を行うこと、これね、いろんなハラスメント条例見たけど、やっぱりきついんですよ。そもそもね。

それらのことを議会の中で処理できるようなこれまでの例ってやっぱりちょっとおかしかったし、今回は第三者が入ったことでそこら辺は良くなったんだけど、議会内での活発な、例えば先ほどの部分なんていうものは、しっかりやっていかなきゃなんないべきで、こればかりが先走ってしまうのは活発な議会活動にとってはちょっと障害になると。

もちろん職員に対してのハラスメントっていうのはこれ嚴重にしなきゃなんない部分であると思う。いろんな例を見たとおりのね。でも、議会の中では、ある程度のこれをハラスメントとかって言うってしまったら。

○議長（大久保建一君） これ、職員も入ってるんだよ。議員間だけじゃないんだよ、これ。

○議員（関口正博君） いや、だから、もちろんそれはわかるんだけど、その辺の辞職までっていう部分になってしまうと、ちょっと萎縮する部分出てくるんじゃないかねえのってそこまでする必要があるんですかっていうのは、ちょっと僕はまだある。

○議長（大久保建一君） いや、俺の解釈だけど、ここは厳しいとか厳しくないっていうよりも、まずこの議員の辞職を求める決議、辞職決議というのは、法的効力はないんだよね。拘束力は。

○議会事務局長（野口義人君） ないです。あくまでも全協で決まったもので、その後、また本会議に。

○議長（大久保建一君） 辞めさせる権利ではないですよ。

○議員（赤井睦美君） 本人が辞めなければ。

○議長（大久保建一君） 辞職しなさいって求めることはできるけど、法律的には辞職勧告とかしても。

○議員（関口正博君） まあ、辞めないっていう選択。

○議員（牧野 仁君） 個人が辞めないということであれば。

○議長（大久保建一君） これを参考にしたのは、他のモラルに関する規定をそのまま参考にしたというだけだよ。

○議会事務局長（野口義人君） そうです。まあ、何団体かこういうかたちで謳ってる部分もあるんで。ただ、これルールを作る上で、どうしてもやっぱり議員さんを守るルールとしては適しているのかなということで、そこを参考にしながら整えました。

○議員（関口正博君） ちょっと俺はきつすぎるなって。俺は。

○議会事務局長（野口義人君） 確かに関口議員。

○議員（関口正博君） 僕はね、これまでのさ、三澤議員と佐藤智子さんのね、あんたマイクよこしなさい。おめえまた何言ってんの、のやりとりが大好きだった人間の一人として、そのやりとりの言葉はね、やっぱり綺麗だったほうがいいけれども、そういう議論の投げ合いっていうものは、やっぱり制限しなきゃないし、いろんな意見が出る八雲町議会であってほしいなと思うもんだから、もちろんハラスメントは大事なんだけど。それで、まして、今なんてホワイトハラスメントとかってあるって言うんでしょう。何もしゃべんねえのはハラスメントだっていうのがあるんでしょ。

○議員（倉地清子君） けど、口を返せない人の気持ちはやっぱり汲まなきゃいけないじゃない。

○議長（大久保建一君） だから、それを認定する人たちがちゃんと知識を持った人を入れるって
いうことでやってるから。

○議員（関口正博君） まあ、第三者で判断できるような基準ができたのであれば、それはそれで
いいけれども。

○議員（黒島竹満君） ここに6条にさ、第三者入ってるから大丈夫だ。

○議長（大久保建一君） 委員会内では、議会運営委員会の中ではかなり公正さに、原案からは公
正さ、公正さということで求めて何回も改正はしている。

○議員（関口正博君） なるほどね。わかりました。

○議長（大久保建一君） いいですか。したら、特別にここの辞職のこと、5番を消さなくてもい
いですか。

（「はい」という声あり）

○議長（大久保建一君） ほか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ないですか。

（「はい」という声あり）

○議長（大久保建一君） そしたら、原案のとおり、明日本会議にかけるということであります。

（「はい」という声あり）

○議長（大久保建一君） では、4番その他を持ち合わせの方いらっしゃいますか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） なければ、以上で終わります。お疲れ様でした。

〔閉会 午前10時17分〕